

小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年6月10日

告示第9号

改正 令和3年3月31日告示第56号

令和4年3月28日告示第23号

令和5年3月22日告示第26号

令和6年3月29日告示第55号

令和7年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 本市は、新潟県総合計画及び小千谷市総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して実施する移住・就業等支援事業及び起業支援事業（以下「本事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住して就業等した者に対して、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び法令等に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 移住支援金の対象として新潟県が選定した法人であって、新潟県が運営するマッチングサイトに求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 起業支援金 県実施要領に基づき新潟県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第4条 移住支援金の対象者は、県実施要領に規定する交付要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、新潟県が県実施要領に従い実施する起業支援事業の対象となった者にあつては、1年以内に当該事業に係る起業支援金の交付決定を受けている者とする。

2 県実施要領第5に規定する本市の関係人口の対象範囲については、移住前に次に掲げる支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ地域の担い手確保の要件のいずれかに該当するものと認められる者とする。

(1) 支給対象者の要件

- ア おぢやファンクラブに1年以上登録していること。
- イ 当市にふるさと納税を複数回寄附していること。
- ウ おぢやオンラインガルテンふれあいの里滞在型農園の利用経験があること。
- エ 当市と継続して移住相談を行っていること。

(2) 地域の担い手確保の要件

- ア 農林水産業に就業する者
- イ 家業等へ就業する者

(交付の申請及び実績報告)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 別表の区分に応じた証明書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果支援金の交付を不相当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可であるときは、移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請日から3か月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書兼確定通知書再交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（再行交付決定及び通知）

第9条 市長は前条に規定する再交付願いを受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（再交付）（様式第6号）により、申請者に交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第10条 新潟県及び本市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第11条 本市は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等を行っていた場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 県実施要領第5に規定する就業に関する要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 県実施要領第5に規定するテレワークに関する要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合

イ 県実施要領第5に規定する関係人口に関する要件を満たす移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合

ウ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合
(移住支援金の支給・返還に係る情報提供)

第12条 市長は、前条に規定する返還請求があったときは、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 市長は、この要綱の施行後4年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年2月6日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第4条第1号のアの規定は、この要綱の適用日以降に転入した者に適用し、この要綱の適用日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年3月3日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第3条の規定は、この要綱の施行日以降に転入した者に適用し、この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第3条の規定は、この要綱の施行日以降に転入した者に適用し、この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第4条、第5条及び第11条の規定は、この要綱の施行日以後に転入した者に適用し、この要綱の施行日前に転入した者については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

区分	証明書类等
県実施要領第5に規定する就業に関する要件で交付を受けようとする者	移住先の就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）（様式第2号）
県実施要領第5に規定するテレワークに関する要件で交付を受けようとする者	所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）（様式第2号の2） 又は就業時間の証明書（様式第2号の3）
県実施要領第5に規定する関係人口に関する要件で交付を受けようとする者	支給対象者の要件を満たす者であることを証する書類等及び就業先事業主等の就業証明書（様式第2号の4）又はこれらに代わる書類（就業していることを確認できる書類等）
県実施要領第5に規定する起業に関する要件で交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し